

令和 6年度第 9号 答 申

第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った、第 2に掲げる審査請求（以下「本件審査請求」という。）の対象となる保有個人情報につき、令和〇年〇月 保育所 1次入所選考会議結果についてと題した決裁文書（以下「本件決裁」という。）のみを特定したことは妥当ではないため、これを取り消し、改めて開示又は不開示を決定すべきである。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 令和 5年 4月 24日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
令和〇年〇月〇日に請求者に対し、〇区長が行った教育・保育給付認定（以下「本件給付認定」という。）における決裁文書等一切の文書（以下「本件保有個人情報」という。）
- 2 同年 5月 8日、実施機関は、本件開示請求に対して、本件決裁を特定し、開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 同月26日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

令和 5年 4月 24日付けの本件開示請求どおりの文書の開示を行うとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書、口頭意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求人が開示請求した文書は、本件給付認定における決裁文書等であるにもかかわらず、開示された文書には、どこにも給付認定という言葉がなく、本件給付認定に関するものではないため、これは審査請求人が請求した文書ではないことは明白である。

(2) 名古屋市情報あんしん条例施行細則第 9条では、意思決定に当たっては

行政文書を作成することが原則であること、同細則第10条第2号では、行政文書は迅速かつ正確に処理することが規定されている。また、公文書等の管理に関する法律第4条第4号では、地方公共団体には直接適用されないものの、個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯について文書を作成しなければならないとされている。

- (3) 令和〇年〇月に本件給付認定を発達援助の事由で申請したにも関わらず、求職活動の事由で令和〇年〇月〇日まで有効の認定を受けたが、本来は発達援助の事由で令和〇年〇月〇日まで有効の認定を受けることができた。つまり、実施機関は審査請求人に対して有効期間が短い不利な処分を行ったことになり、一般的に不利な処分を行う場合は、処分の経緯や理由について説明できるように何らかの記録をし、上司の決裁を受けるのが通常の事務手順である。
- (4) 本件給付認定と、保育利用決定についての決裁は、利用調整対象者名簿をもって一括決裁としていると実施機関は弁明しているが、他の区では支給認定・利用決定一覧の表が決裁についており、決裁に必要な事項が含まれている一方、開示された利用調整対象者名簿には、支給認定証番号、教育・保育給付認定保護者、教育・保育給付認定保護者の生年月日、保育必要量、有効期間に関する記載がない。利用調整対象者名簿をもって一括決裁とすることは、上司の許可を得ずに決裁後に内容を変更することも可能であり、正しい事務処理手順とは言い難い。したがって、教育・保育給付認定の決裁文書が別に存在しているはずである。
- (5) 本件給付認定に係る決裁権限、保育利用決定に係る決裁権限とともに、民生子ども課長に代決権限が定められていることから、一括決裁としている旨の弁明をしているが、代決権者が同じであることは、一括決裁を可能とする根拠にはならない。
- (6) 以上のことから、本件給付認定における決裁文書は当然に作成されていると考えるのが自然であり、本件開示請求に係る文書は開示されるべきである。

第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明はおおむね次のとおりである。

- 1 令和〇年〇月保育所入所に係る本件給付認定と保育利用決定についての決裁は、利用調整対象者名簿をもって一括決裁としている。

- 2 審査請求人は、本件給付認定は○区長名で、保育利用決定については○区社会福祉事務所長名で処分が行われていることから、本件給付認定における決裁文書は当然に作成されているはずであると申立てているが、本件給付認定及び保育利用決定に係る決裁権限は、いずれも民生子ども課長に代決権限が定められていることから、一括決裁としているものである。
- 3 令和 5年 5月 8日付け○○第○号で開示した決裁文書以外の文書は事実として存在しない。

第 5 審議会の判断

1 争点

本件開示請求に対して、実施機関が本件決裁のみを特定したことは妥当か否か。

2 法の趣旨等

法の目的は、第 1条に規定しているように個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報は、開示が原則とされている。

したがって、当審議会は、この法の原則開示の理念に立って、法を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件処分の妥当性について

(1) 教育・保育給付認定について

ア 本件給付認定は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）に基づく、子ども・子育て支援給付の給付事業の一つである。給付の種類は、支援法第 8条で定めるとおり、「子どものための現金給付」と「子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付」の二つがあり、本件給付認定は後者に係る事業であり、保育の必要性を認定するものである。保育の必要性は、国が定める支援法、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第 263号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）並びに名古屋市子ども・子育て支援法等施行細則（平成26年名古屋市規則第82号。以下「施行細則」という。）及び子ども・子育て支援法等に関する事務取扱要綱で認定基準等を定めている。保育施設を利用しようとする保護者は、保育の必要性を認定する教育・保育給付認定（以下「給付認定」という。）を受け、保育施設の利用申込をする必要があり、名古屋市ではこれらが同時申請できる形となっている。

イ 発達援助を保育の必要性の事由とすることは、施行細則で定められており、名古屋市が独自で設けた認定事由である。給付認定申請及び保育施設の利用申込を発達援助の事由で行う場合、①愛護手帳等を所持していること、又は②指導委員会において児童が障害児保育対象児童として認定されることが必要である。

ウ 発達援助の事由で給付認定の申請があった場合、児童が愛護手帳等を所有しておりかつ発達援助以外の他の事由に該当しない場合は、発達援助の事由で、愛護手帳等及び発達質問票をもって申請及び認定ができる旨が、保育事務全般について定めている保育事務の手引き（以下「手引き」という。）に記載がされている。なお、発達援助の事由に該当する場合であっても、求職活動等、他の事由に該当すれば、発達援助以外の事由で給付認定することとなる。

(2) 本件給付認定の決裁について

ア 一括決裁について

(ア) 実施機関は、令和〇年〇月〇日付け〇区長が行った本件給付認定につき、令和〇年〇月入所に係る本件給付認定と保育利用決定を、民生子ども課長が利用調整対象者名簿により、一括で決裁を行ったものであると主張している。

(イ) この点、区長以下代決規程（平成12年達第41号）別表第3（民生子ども課長代決の3）によると、給付認定及び保育利用決定については、いずれの決裁権限も民生子ども課長が有するものとして定められており、本件給付認定と保育利用決定の決裁を民生子ども課長の一括決裁としたことは、特段不合理とは認められない。

イ 給付認定の決裁に必要な事項について

(ア) 手引きによると、給付認定に係る決裁については、居住区において、支給認定証の原本又は一覧等で、課長までの決裁を行うと定められている。

(イ) しかしながら、実施機関が行った本件給付認定と保育利用決定を一括で行った決裁には、利用調整対象者名簿が添付されているのみで、支給認定証の原本又は一覧等といった必要とされる事項が十分に含まれていなかった。

(3) 本件決裁を特定したことについて

実施機関は、本件開示請求に対して、本件決裁を本件保有個人情報として特定している。審査請求人は、本件決裁には、支給認定証番号、教育・保育給付認定保護者、教育・保育給付認定保護者の生年月日、保育必要量、有効期間に関する記載がなく、利用調整対象者名簿をもって一括決裁とすることは、正しい事務処理手順とは言い難いことから、本件給付認定の決裁文書が別に存在しているはずであると主張しているが、本件決裁は、必要とされる事項が十分に含まれていなかったものの、本件給付認定と保育利用決定の一括決裁としてなされた決裁であることから、本件決裁を本件保有個人情報として特定したことは妥当である。

(4) 本件決裁以外の本件保有個人情報について

ア 審査請求人の主張を踏まえ、事務局をして手引きにある決裁手続きについて実施機関に確認したところ、実施機関からは次のとおり説明があった。

(ア) 給付認定の決裁に添付することが求められている支給認定証は、本件給付認定の通知と一体となる文書であり、決裁後に給付認定申請者へ送付されるものである。

(イ) 支給認定証は、給付認定を希望する保護者から提出された保育給付認定申請書等を基に、職員がシステム入力した情報に基づき出力される。

(ウ) 上記(イ)で入力した情報に誤りがないかどうかは、実施機関において、システムから出力した保育利用申込台帳と保育給付認定申請書等を突合して点検し、処理チェック表に確認結果を記入することにより、決裁前に、組織的に確認を行っていたほか、本件給付認定の内容が記載された支給認定・利用保留一覧を保有していた。

イ 実施機関は、上記ア(ウ)における本件給付認定に係る関係資料を本件決裁に添付しておらず、事務参考資料との認識であったため、本件保有個人情報として特定しなかった。

ウ しかし、審査請求人は、「教育・給付認定における決裁文書等一切の文書」を請求しており、上記ア(ウ)における本件給付認定に係る関係資料等は、本件保有個人情報に含まれると解することが適当であると考えられる。

(5) 以上から、本件保有個人情報として本件決裁のみを特定した実施機関の

決定は妥当ではないと認められるため、これを取り消し、上記（4）ウのとおり本件給付認定に係る関係資料等を特定するとともに、本件開示請求の対象となる情報が他に存在しないかを改めて探索し、存在する場合にはそれらも特定し、改めて開示又は不開示の決定をすべきである。

4 上記のことから、「第1審議会の結論」のように判断する。

第6 審議会からの付言

本件処分については、本件給付認定の決裁に本来必要な事項が添付されておらず、このことから審査請求人が、決裁文書は別に存在しているものと考え、本件審査請求に至ったものと思料される。実際に、実施機関の行った本件給付認定の決裁は、手引きで定められた決裁方法とは異なる方法で行われており、決裁手続きに問題があったといわざるを得ない。

また、本件給付認定にあたっては、保育利用台帳、処理チェック表等の書類を用いて、事前確認作業が行われていたにもかかわらず、本件給付認定に係る決裁以外の文書を、開示対象文書として特定しなかったことは適切ではなく、実施機関は審査請求人が求める保有個人情報の範囲を不当に限制的に解釈していたといえる。

実施機関においては、審査請求人が求める保有個人情報に該当するか否かを十分検討すべきであった。今後、個人情報開示請求に対する処分等を行うにあたり、市民に対し、適切かつ誠実に対応するとともに、所掌する事務処理の適正な遂行に努められることを強く要望する。

第8 審議会の処理経過

年月日	内容
令和5年5月10日	本件審査請求に係る諮問書の受理
6月12日	本件審査請求に係る弁明書の受理
7月3日	本件審査請求に係る反論意見書受理
令和6年3月15日 (令和5年度第12回)	調査審議
4月19日 (令和6年度第1回)	調査審議
5月17日 (令和6年度第2回)	調査審議

6月14日 (令和 6年度第 3回)	調査審議
7月19日 (令和 6年度第 4回)	調査審議 審査請求人の意見を聴取
8月 9日 (令和 6年度第 5回)	調査審議
9月20日 (令和 6年度第 6回)	調査審議
10月16日	本件審査請求に係る実施機関の提出資料（質問・確認事項）受理
10月18日 (令和 6年度第 7回)	調査審議 実施機関の意見を聴取
11月15日 (令和 6年度第 8回)	調査審議
12月20日 (令和 6年度第 9回)	調査審議
12月25日	本件審査請求に係る審査請求人の主張書面受理
令和 7年 1月17日 (令和 6年度第10回)	調査審議
2月21日 (令和 6年度第11回)	調査審議
3月24日	答申